

## 地本－支社間

# 36協定 締結

締結期間は1年



2018年5月1日～2019年4月30日まで

地本は「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定」を4月20日に締結しました。



**36協定違反を撲滅し、**

**働きやすい職場環境を創り出そう！！**